

## 長岡京市防犯活動事業補助金交付規則

### (目的)

第1条 この規則は、長岡京市防犯推進に関する条例(昭和54年長岡京市条例第24号)第3条の規定に基づき、地域で実施する防犯活動事業に補助金を交付することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

### (補助対象組織)

第2条 この規則において補助対象となる組織は、自治会又は自治会未設置地域で世帯数が50以上のものをいう。

### (補助対象事業)

第3条 補助対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、別表に掲げるとおりとする。

2 補助対象事業を実施するにあたり、前条に規定する組織は、おおむね次に掲げる防犯活動を行うものとする。

- (1) 防犯活動の検討及び計画策定に関する活動
- (2) 防犯知識の向上及び防犯意識啓発に関する活動
- (3) 防犯資機材整備に関する活動

### (交付額)

第4条 補助金交付額は、予算の範囲内で、一組織一年度につき補助対象事業に要する費用の40パーセント以内とし、50,000円を限度とする。

2 市長は、補助金の交付対象となる組織の増加等により、前項に規定する限度額により難しいと認めるときは、同項の規定にかかわらず、限度額を減ずることができる。

### (交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、防犯活動事業補助金交付申請書(別記様式第1号)により、次の書類を添えて、速やかに市長に申請しなければならない。

- (1) 当該年度の防犯活動計画書
- (2) 補助対象事業となるものの図画、図書等の書類
- (3) その他市長が必要と認めた書類

### (交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受け付けたときは、当該申請に係る書類を審査し、内容が適当と認めたものについては交付決定する旨を、不適当と認めたものについてはその旨を当該申請者に通知するものとする。

### (実績報告)

第7条 前条の規定による交付決定を受け、かつ、補助対象事業を完了した者は、防犯活動事業実績報告書(別記様式第2号)により、次の書類を添えて、当該年度の3月31日までに市長に報告しなければならない。

- (1) 防犯活動報告書
- (2) 補助対象事業にかかる領収書
- (3) その他市長が必要と認めた書類

### (補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条の規定による実績報告を受け付けたときは、当該報告に係る書類を審査し、補助

金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書により、当該事業者へ通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第9条 前条の規定による確定通知を受けた者は、防犯活動事業補助金請求書(別記様式第3号)により、市長に補助金を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求を受けた場合は、当該請求した者に対し、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付取消し等)

第10条 補助を受ける組織が次の各号のいずれかに該当する場合は、市長は、補助金の交付決定又は確定を取り消し、又は変更することができる。

(1) 補助金を目的外に使用したとき、不当に使用したと認められるとき又は使用しなかつたとき。

(2) 補助金の経理状況が不適正と認められるとき。

(3) 事業の実施方法が、補助金の交付の目的に沿わないと認められるとき。

(その他)

第11条 この規則の実施に関し、必要な事項は市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年度4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の長岡京市防犯組織活動補助金交付規則の規定は、平成16年度分の補助金から適用し、平成15年度分までの補助金については、なお従前の例による。

別表(第3条関係)

備考 食糧費、謝礼及び報酬は対象外とする。

補助対象事業	具体例
(1) 防犯啓発物品の購入	防犯ブザー、ステッカー、防犯ネット等防犯対策に効果的で住民への配布を目的とするもの
(2) 防犯資機材の購入	帽子、ジャンパー、懸垂幕、たて看板、腕章、のぼり、拡声器、提灯等パトロールに必要な資材(消耗品を除く。)
(3) 図書の購入及び印刷製本費の支払い	防犯に関する書物、パンフレット、防犯ビデオテープ、印刷製本等
(4) 使用料及び賃借料の支払い	防犯活動を行う上での施設及び物品の使用及び賃借